

令和7年度第2回2040年を見据えた
保健師活動のあり方に関する検討会

参考資料2

令和7年10月1日

保健師の活動等に関する参考資料

自治体における保健師の活動体制について

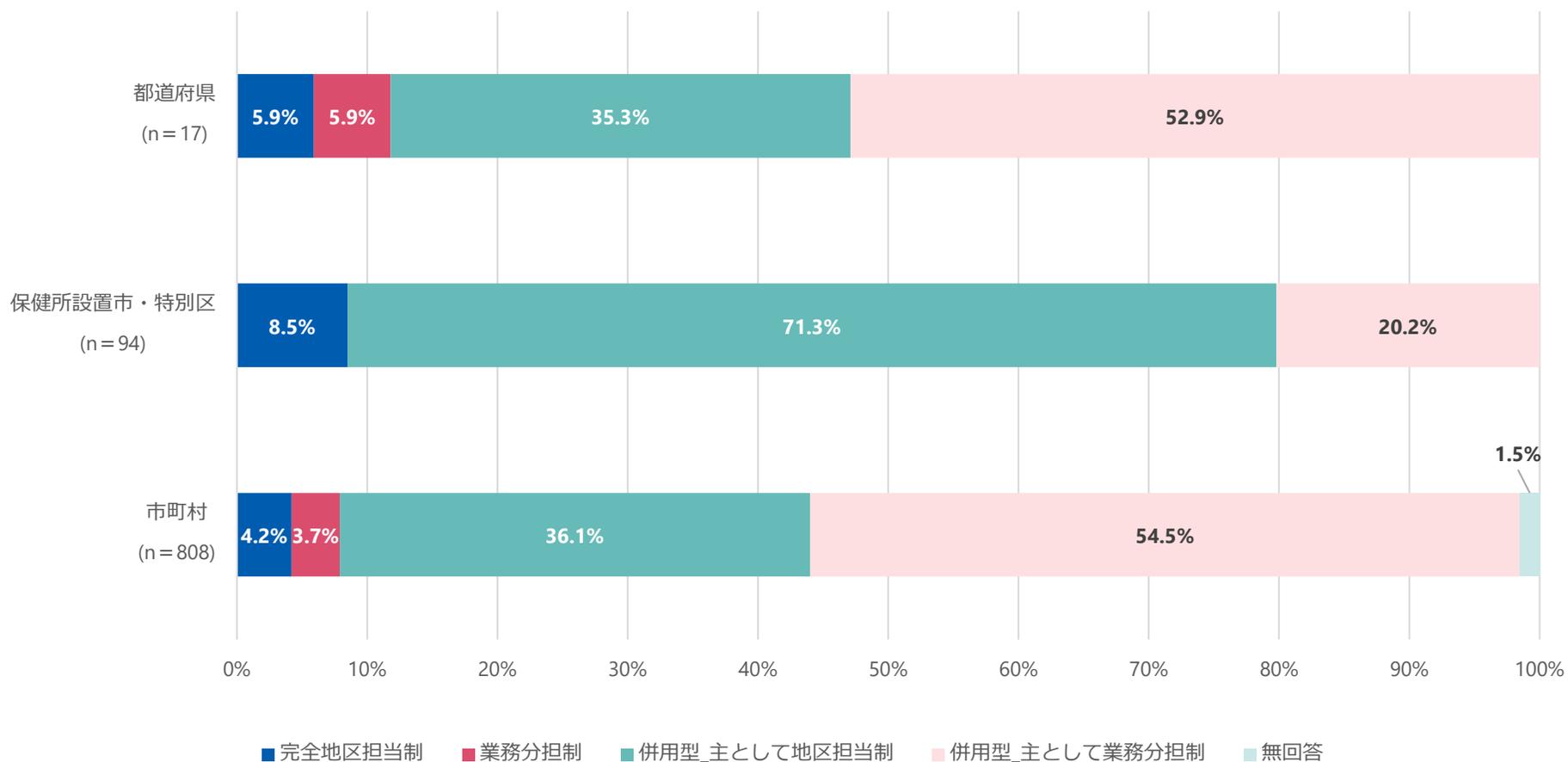
ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

保健活動の体制（都道府県・保健所設置市・特別区・市町村）

- 都道府県では「併用型_主として業務分担制」が52.9%、保健所設置市・特別区では「併用型_主として地区担当制」が71.3%、市町村では「併用型_主として業務分担制」が54.5%が最も高かった。



2040年においても保健師が分野横断的に地域の健康課題を把握するための取組 (都道府県・保健所設置市・特別区)

保健師確保が困難となることが予想される2040年においても、保健師が分野横断的に地域の健康課題を把握し、必要な支援を継続するために貴自治体で検討している取組等について（自由記載）

【都道府県】

<分野横断的に地域をみる工夫>

- ・ 円滑な業務遂行のためには業務担当制を取らざるを得ない状況であるが地域を担当業務のみの視点で見ることがないように、地域診断を所内全体で実施し分野横断的な考えができるように取組を始めている
- ・ 母子・難病・感染症分野において、事業企画・報告書用紙を統一し、他分野職員からも理解しやすいように取り組みを開始した

<効果的・効率的な保健活動>

- ・ 小規模町村における5歳児健診の広域化の検討
- ・ 小規模市町村のモデル地域を設定し、自治体間で事業が共同で実施できるか検討を始めている。保健師活動についても議論の対象となっており県の統括保健師として参加している

<市町村との連携>

- ・ 地域/地区カルテを活用した市町村支援の実践を通して、市町村とともに地域資源を明確化し、地域組織や関係機関と協働して継続した取組ができることを目指す

<保健師の確保・育成について>

- ・ 県や市町の統括保健師の研修会の開催や、保健福祉事務所に危機管理や人材育成等を担当する保健師を配置し、地域の健康課題を把握し、人材育成も含んだ支援体制の構築
- ・ 40代が極端に少なく保健課長や地域統括保健師を担う人材が少ないことから、保健課長相当職として採用する任期付採用試験を実施予定
- ・ 小規模自治体から人材確保の課題が出てきており検討していきたいと考えている。

【保健所設置市・特別区】

<分野横断的に地域をみる工夫>

- ・ 保健師の活動領域が拡大し、業務分担による専門性が深まった一方で、人口動態の大きな変化に対応しきれずにいることが課題であり、「属性をもたない支援」へとシフトし、どの年齢や分野にでも対応できる保健師を育成することを目的として業務を検討している。
- ・ 業務担当制から地区担当制へ機構改革を今後予定。

<効果的・効率的な保健活動>

- ・ 保健師だけが対応するのではなく、行政として地域の課題を把握する仕組みを全市的に検討している。業務内容の整理や生成AI等の活用も同時に検討・着手している。
- ・ 保健師以外の職種(精神保健福祉士、助産師等)を採用し、保健師でなくとも可能な業務の一部を担ってもらい連携しながら対応している。
- ・ 住民の健康に関するデータを保健師自らが行うのではなく、保健師以外(事務職等)が集計等を行い、保健師はその結果から抽出された健康課題について対策を行うような体制。
- ・ 地区担当保健師の導入による地域共生社会の実現にむけた、地域住民の共助の取組の強化や企業と連携した効果的な保健活動

<保健師の確保・育成について>

- ・ 戦略的なジョブローテーション。多分野を経験し保健も福祉も両方が担える保健師の育成を目指している。
- ・ 年齢構成に偏りがあるため、今後マネジメントと実践を行う保健師のバランスが保てるよう、人材確保を計画的に行う。
- ・ 保健師と同様に事務職の確保も難しくなることから、政策形成や事務能力の向上も図る必要があるため研修に組み込んでいる

統括保健師について



「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」

（最終改正：令和7年3月7日厚生労働省告示第52号）

第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

一 保健所

3 地域における健康危機管理の拠点としての体制・機能

- (4) 地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置すること。

第四 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基本的事項

一 人材の確保

2 (略)

また、都道府県、政令市（※）及び特別区は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために本庁に統括保健師を配置するとともに、地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置すること。

保健所設置市等以外の市町村は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために統括保健師を配置すること。

また、健康危機への対応を含む地域保健対策の推進においては、統括保健師等が連携して組織横断的なマネジメント体制の充実を図ること。

（※）地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に規定する市をいう。

「地域における保健師の保健活動について」

（平成25年4月19日付け健発0419第1号）

3（抜粋）

保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術的及び専門的側面から指導する役割を担う部署を保健衛生部門等に明確に位置付け、保健師を配置するよう努めること。

別紙「地域における保健師の保健活動に関する指針」（抄）

第二 活動領域に応じた保健活動の推進

4 都道府県、保健所設置市、特別区及び市町村の本庁（抜粋）

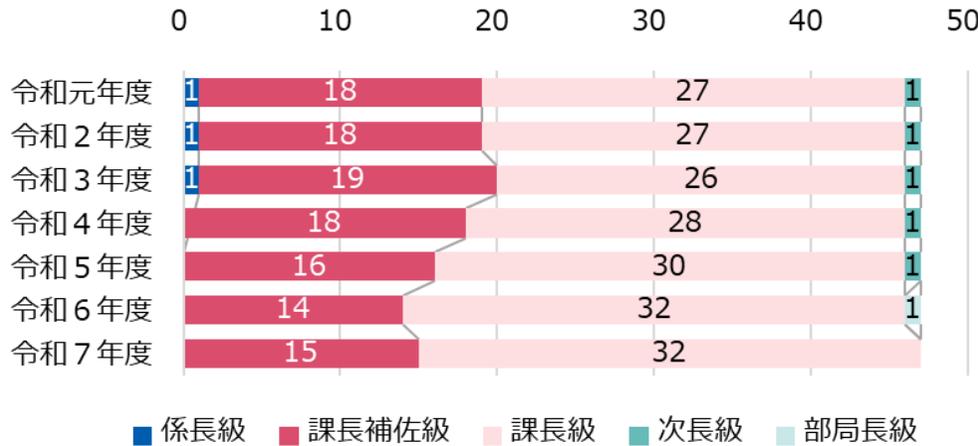
（1）保健活動の総合調整及び支援を行うこと。

ア 保健師の保健活動の総合調整等を担う部署に配置された保健師は、住民の健康の保持増進を図るための様々な活動等を効果的に推進するため、保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、人材育成や技術面での指導及び調整を行うなど統括的な役割を担うこと。

統括保健師の職位

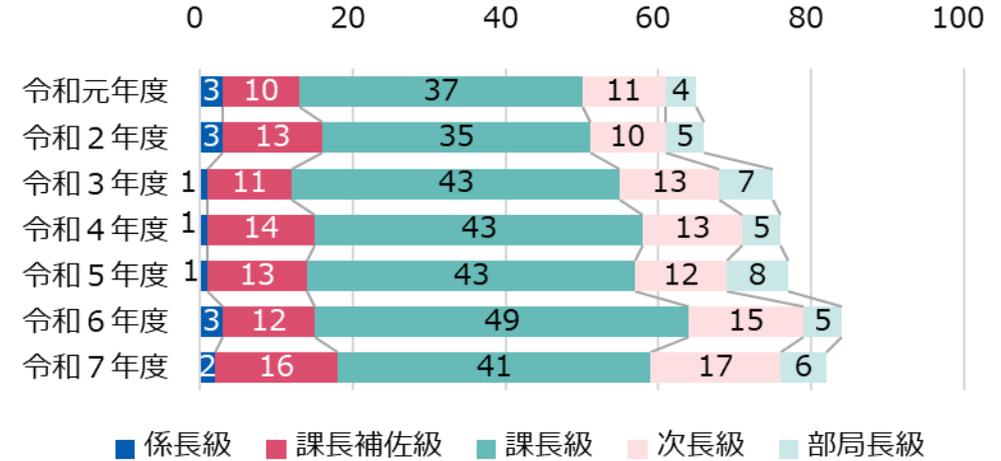
【都道府県】

(単位:人)



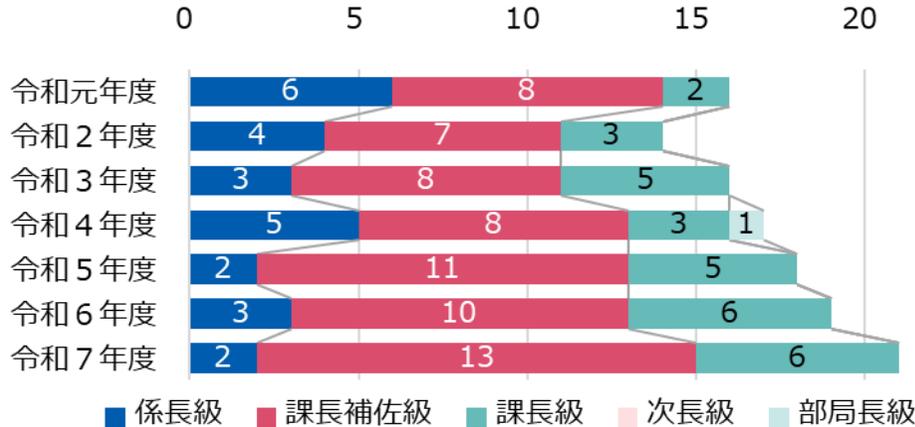
【保健所設置市】

(単位:人)



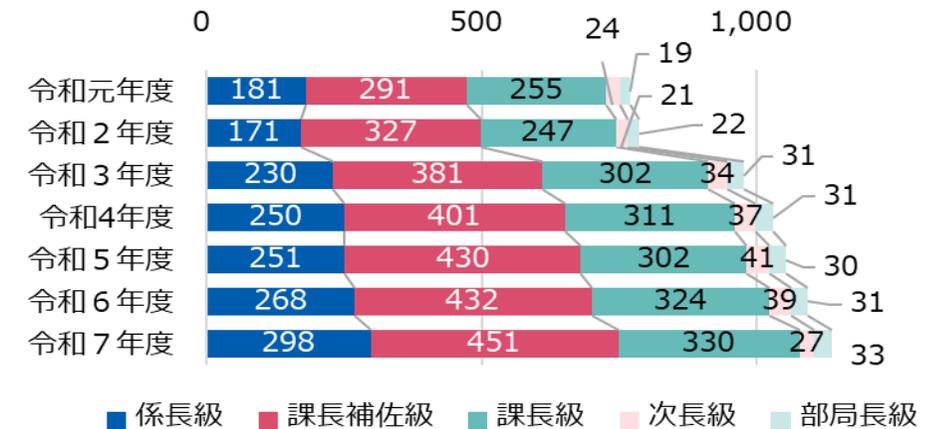
【特別区】

(単位:人)



【市町村】

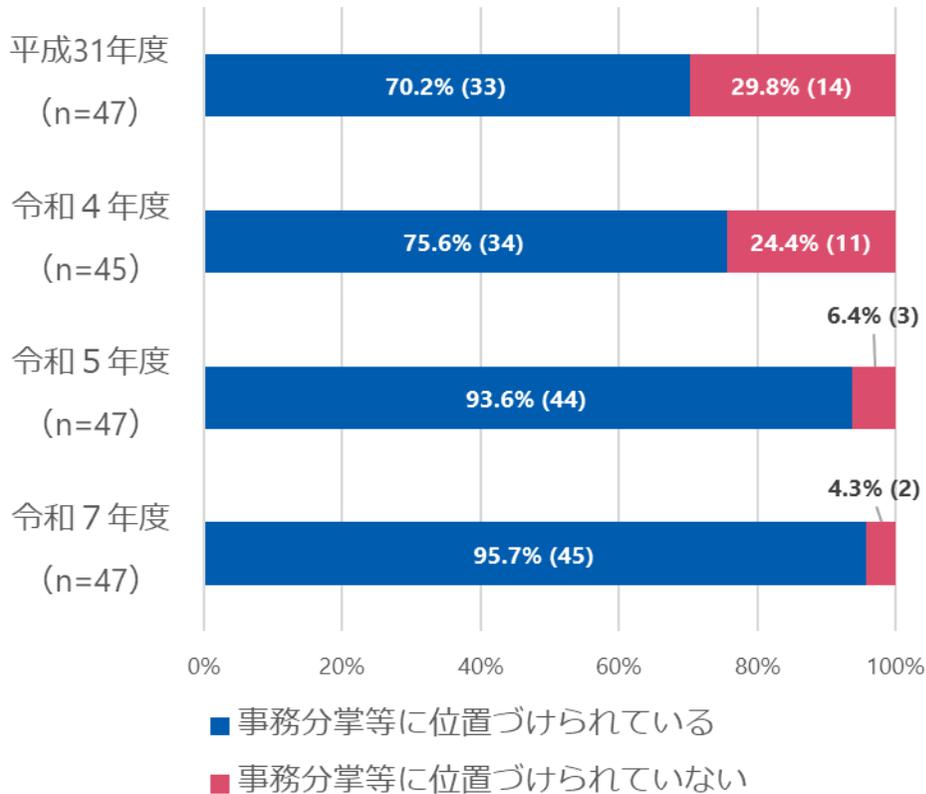
(単位:人)



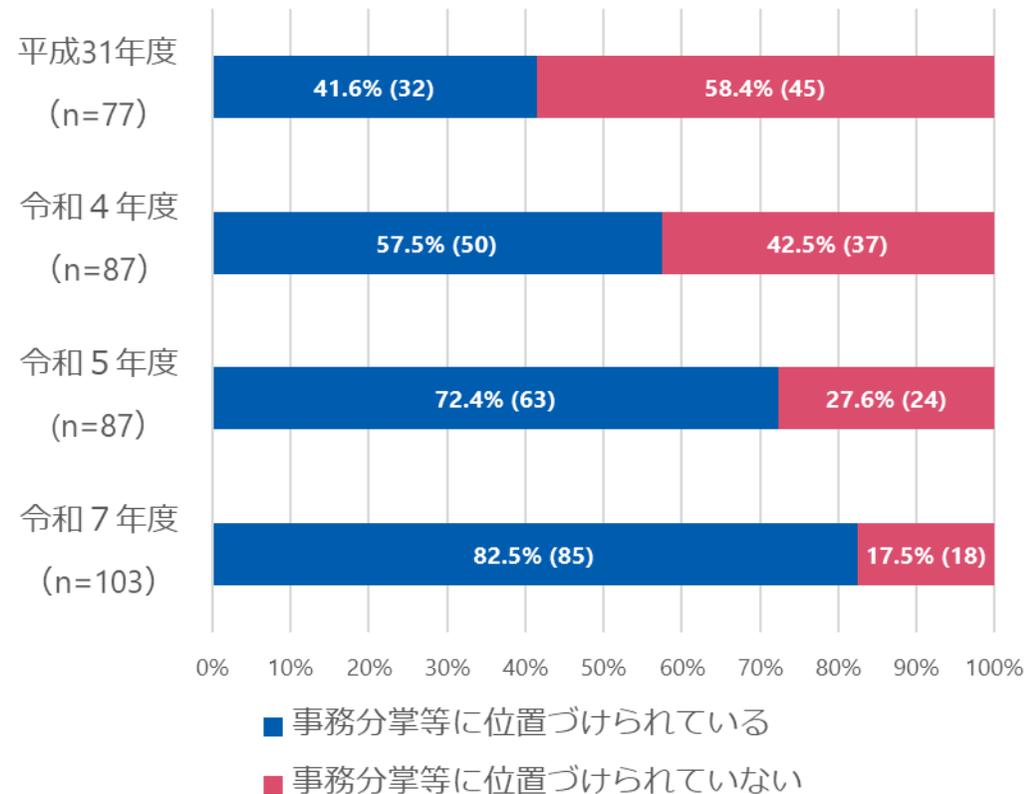
統括保健師の事務分掌等に関する定めへの位置づけ

統括保健師を事務分掌等に関する定め位置づけている自治体は、令和7年度は都道府県で95.7%、指定都市・保健所設置市・特別区で82.5%であった。

都道府県



指定都市・保健所設置市・特別区

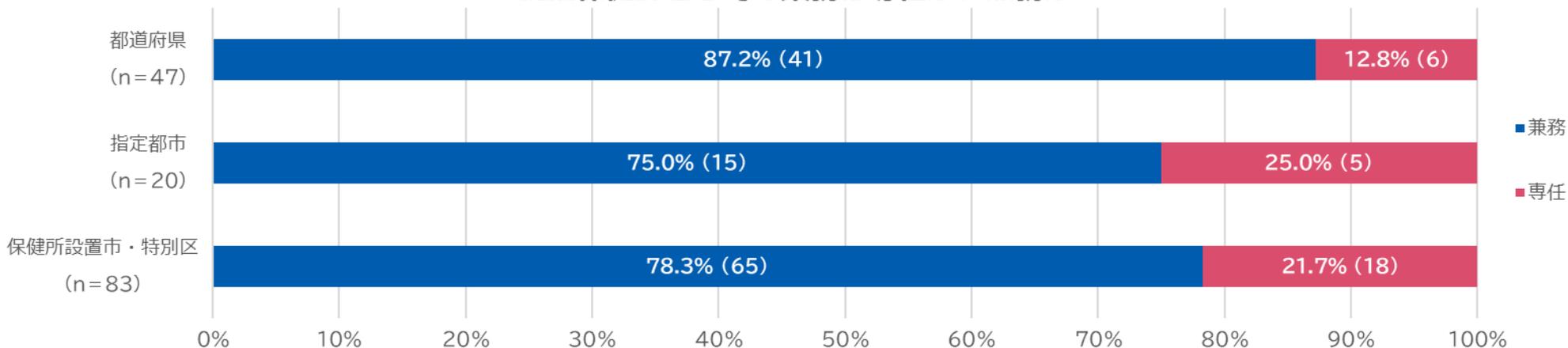


※平成31年度：統括的な役割を担う保健師に関する調査（平成31年3月厚生労働省保健指導室調べ）
 ※令和4年度：「保健師の人材確保・人材育成の状況等に関する調査（令和4年7月厚生労働省保健指導室調べ）」
 ※令和5年度：保健師中央会議事前アンケートから保健指導室で作成
 ※令和6年度：調査方法が異なるため含めず
 ※令和7年度：保健師中央会議事前アンケートから保健指導室で作成

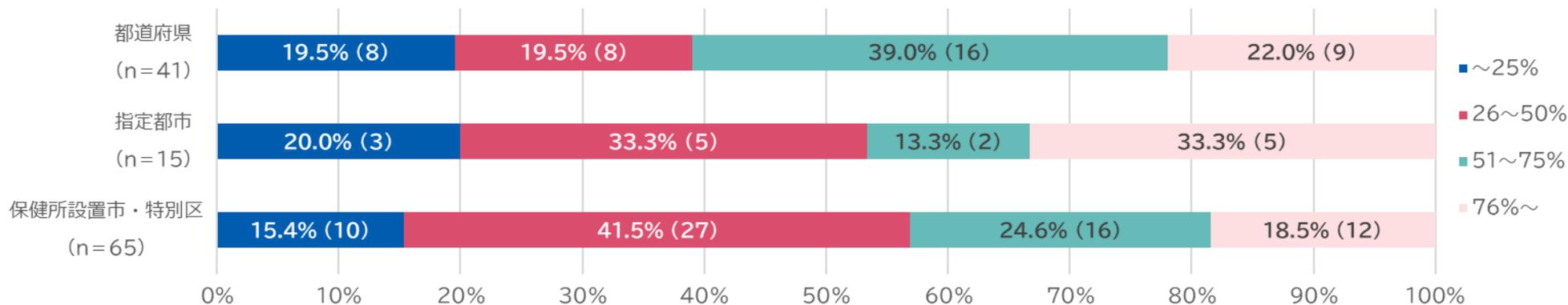
統括保健師業務の従事の状況

統括保健師としての業務が兼務である割合は、すべての自治体種別で8割前後であった。兼務と回答したもののうち、総業務量を100とした場合の兼務業務（統括保健師としての役割以外の業務）については、都道府県の6割が、統括保健師としての役割の業務量より兼務業務量が多かった。

統括保健師としての業務は専任か、兼務か



「兼務」の回答のうち、総業務量を100とした場合の兼務業務の割合



統括保健師の役割発揮のために必要な経験等 (令和7年度保健師中央会議 グループワークでの意見)

統括保健師として役割を発揮するにあたり、これまでどのような知識、経験、技能、人との出会いなどが助けとなっているか。

<複数部署の経験・ジョブローテーション>

- さまざまな部署、保健師1人配置の部署を経験し、少数派の保健師がその力を発揮できるよう工夫した経験が人とつながっていく力になった
- ジョブローテーションで福祉部署や保健師が1人の配置部署など様々な部署や業務を経験をしたこと
- 若い時期からの県や国との調整が必要な部署での経験や、県への派遣経験

<災害対応>

- 災害派遣経験など

<研修受講>

- 国立保健医療科学院の統括保健師研修が基礎から学べてよかった
- 係長級時代に国立保健医療科学院の統括保健師研修を受けたが、今の立場になりジョブローテーションや配置についての考えがまとまりやすく、役に立った

<その他>

- 本庁の経験も若いころにあり、人脈ができています。他部署とも連携できるノウハウがある
- 職位で見える景色や情報、視野が違う。保健師だけでなく事務職の動きも見ていく必要がある
- ロールモデルとなる保健師がいる。決断力や判断力に優れており、統括保健師のイメージができた

統括保健師になるまでを振り返って得たかった知識、経験、技能等な何か。

<複数部署の経験・ジョブローテーション>

- 分散配置が進み、経験していない分野がある。統括保健師ならいろいろな経験（ジョブローテーション）が必要。
- ジョブローテーションが計画的に行われていないと、経験のない部分が弱みになる

<統括保健師補佐の経験>

- 統括保健師の業務を知らないまま統括保健師になったため、統括保健師補佐を経験してから統括保健師になりたかった
- 統括保健師補佐を経験し、方向性の引継や交渉力、調整力を高めたかった。統括保健師になる心構えができなかった
- 前任の統括保健師が退職となった後を引き継いだため、早めに統括保健師の仕事伝えておく必要があり、統括保健師補佐のポジションが必要

<行政能力>

- 保健活動と様々な行政業務（予算、政策立案、議会对応など）を若いころに経験したかった
- 行政的な経験を早いうちから行う必要がある
- 他部門との調整力を得たかった
- 人事の知識やノウハウが必要。それを知ることによって人事担当課との調整がスムーズになる

令和7年度 公衆衛生看護に関する短期研修

国立保健医療科学院

項目	中 堅 期	管 理 期	統括保健師
対象者 受講資格	都道府県・指定都市・中核市・保健所政令市・特別区において、プレ管理期(係長級)にあり、実務リーダー(中堅期)を担う保健師	都道府県・指定都市・中核市・保健所政令市・特別区の自治体に勤務し、管理職の立場にある、あるいは管理職を補佐する業務を担う保健師を対象とし、受講資格は管理職の職位にある保健師、もしくは実務経験年数20年以上の保健師	都道府県・指定都市・中核市・保健所政令市・特別区において、現在統括的役割を担う保健師
定員	50名	50名	40名
期間	前期：6月に5日間、 後期：2月に3日間、合計8日間	11月に4日間	7月に4日間 (令和5年度より4日間)
一般目標 GIO	公衆衛生看護領域においてプレ管理期(中堅期：実務リーダー)の保健師として、期待される役割を総合的に理解し、より質の高い保健活動を推進するための能力を獲得する。	公衆衛生看護領域における管理期の保健師として、公衆衛生看護管理の概念を踏まえ求められる役割を果たすための能力を獲得する。	統括保健師として、組織横断的に総合調整し、自治体の健康課題を解決するための公衆衛生活動を推進できる能力や健康危機管理(平時および発生時)に必要なマネジメント能力を獲得する。
到達目標 SBO	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公衆衛生看護行政の動向について説明することができる。 2. 地域の健康課題を解決するために必要な地域ケアシステム構築に向けて、地域診断・計画策定・実施・評価ができる。 3. 健康危機管理時の保健活動と実務リーダーの保健師に期待される役割について説明することができる。 4. 人材育成において実務リーダーの保健師に期待される役割について説明することができる。 5. 施策化につながるプレゼンテーションを実施することができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会情勢や政策の動向を理解し、管理期の保健師としての役割を説明することができる。 2. 公衆衛生看護管理の概念を踏まえ管理期の保健師として自己の役割を明確に説明することができる。 3. 人材育成・人事管理のための計画策定・実施・評価のプロセスを立案することができる。 4. 地域保健活動を推進するための管理期の保健師としての意思決定、リーダーシップ、マネジメントについて説明することができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域保健を取り巻く社会情勢や施策の動向を理解し、統括保健師として、自治体で果たすべき管理的役割を説明できる。 2. 統括保健師として、健康課題を解決するための組織内外の関係者や関係機関とのネットワークを明示し、連携・調整状況を把握し、人材育成を含めた組織体制を強化するための具体的な方策を示すことができる。 3. 健康危機管理(平時および発生時)における保健活動と統括保健師に期待される役割について説明できる。

※その他、多数の研修を行っております。 国立保健医療科学院ホームページ「令和7年度研修案内」をご参照ください。

<https://www.niph.go.jp/entrance/r7/index.html>

総合的なマネジメントを担う保健師について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」

(最終改正：令和7年3月7日厚生労働省告示第52号)

第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

一 保健所

3 地域における健康危機管理の拠点としての体制・機能

(四) 地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置すること。

第四 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基本的事項

一 人材の確保

2 (略)

また、都道府県、政令市(※)及び特別区は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために本庁に統括保健師を配置するとともに、地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置すること。

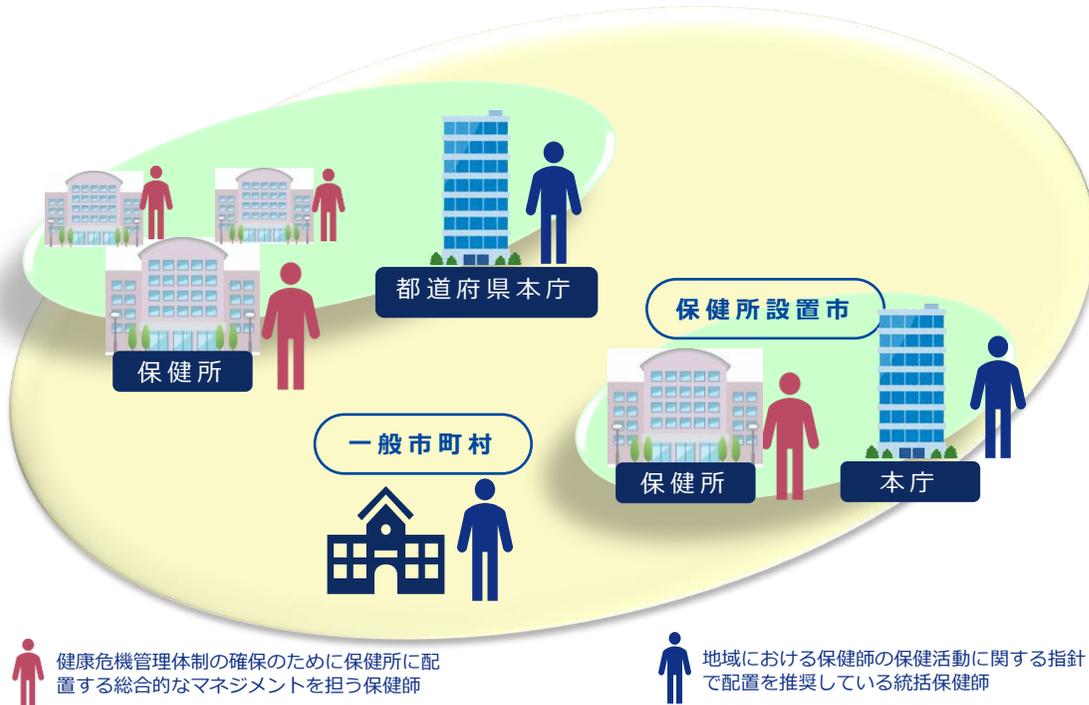
保健所設置市等以外の市町村は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために統括保健師を配置すること。

また、健康危機への対応を含む地域保健対策の推進においては、統括保健師等が連携して組織横断的なマネジメント体制の充実を図ること。

(※) 地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第一条に規定する市をいう。

保健所における健康危機管理体制確保のための総合的なマネジメントを担う 保健師の配置について

- 感染症法等の改正等に伴い、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（最終改正：令和7年3月7日厚生労働省告示第52号）において、都道府県、政令市及び特別区は、健康危機管理体制の確保のために、保健所に統括保健師等総合的なマネジメントを担う保健師を配置すること、また、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために、各自治体の本庁に統括保健師を配置することが示された。
※なお、都道府県及び市町村に保健活動の組織横断的な総合調整及び推進等の役割を担う部署を明確に位置づけ、保健師（統括保健師）を配置するよう努めることとしている（「地域における保健師の保健活動に関する指針」（健発0419第1号平成25年4月19日））。
- 保健所の統括保健師は保健所長を補佐し、関係部署の職員を取りまとめ、健康危機への備えや発生時の対処等の事務を統括する役割を担うことが求められる。
- 自治体に配置される統括保健師が、都道府県、保健所設置市・特別区、保健所、市町村までを含めた保健師が中心となる組織横断的なネットワークを機能させることで、平時の地域保健対策の推進に加え、健康危機発生時への迅速な対応を可能とする。



保健所の総合的なマネジメントを担う保健師に求められる業務

平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるために以下の業務を担う

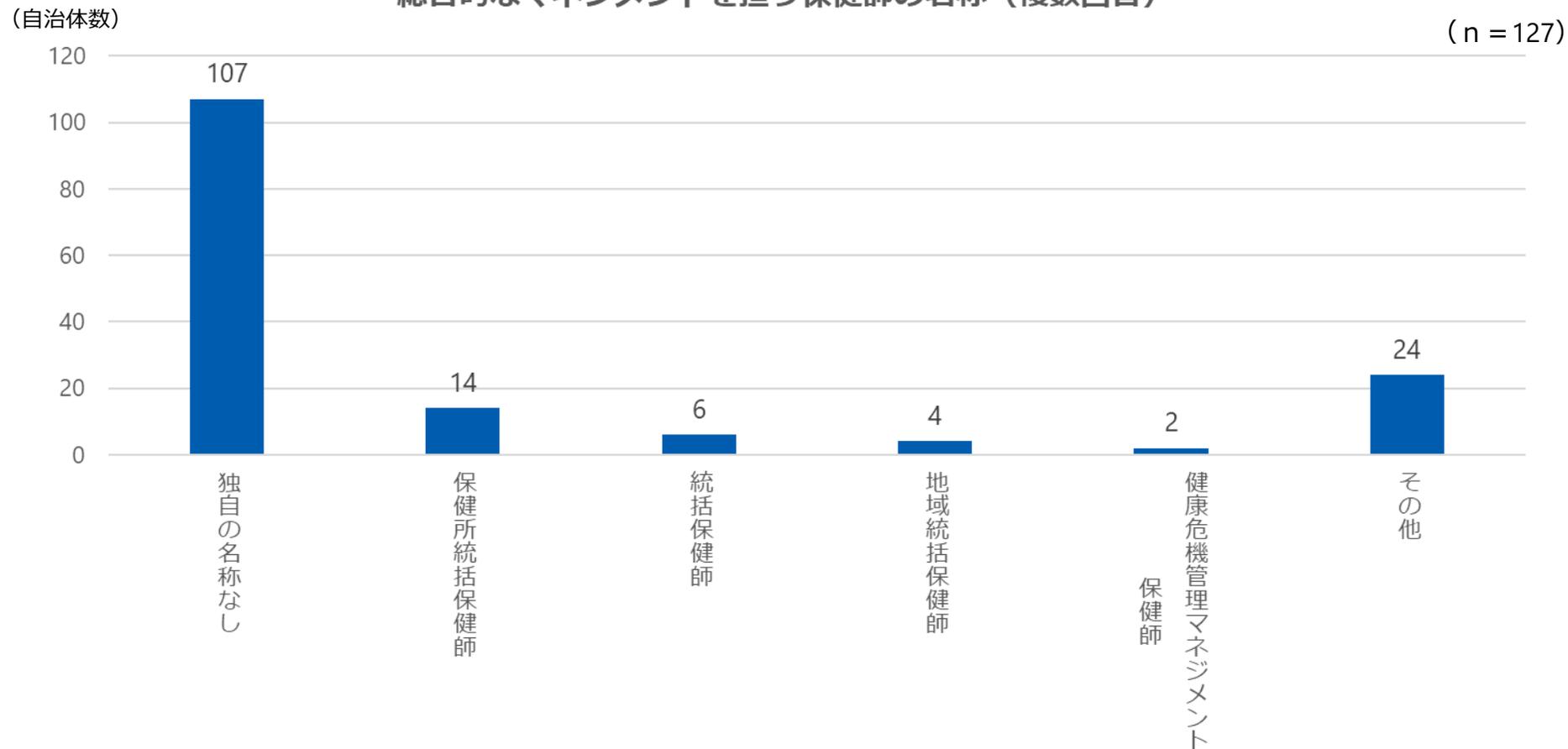
- ①改正感染症法における連携協議会や予防計画策定等への積極的な関与
- ②新型コロナ対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画」の策定・計画の着実な実施
- ③有事を想定した実践型訓練の実施など人材育成の強化
- ④地方衛生研究所等や管内市町村や職能団体等関係機関・団体との連携強化

等

総合的なマネジメントを担う保健師の名称

保健所において総合的なマネジメントを担う保健師の名称は、「独自の名称なし」が最も多く、次いで「保健所統括保健師」、「統括保健師」、「地域統括保健師」、「健康危機管理マネジメント保健師」であった。

総合的なマネジメントを担う保健師の名称（複数回答）



統括保健師の補佐的な役割を担う保健師について

ひと、くらし、みらいのために



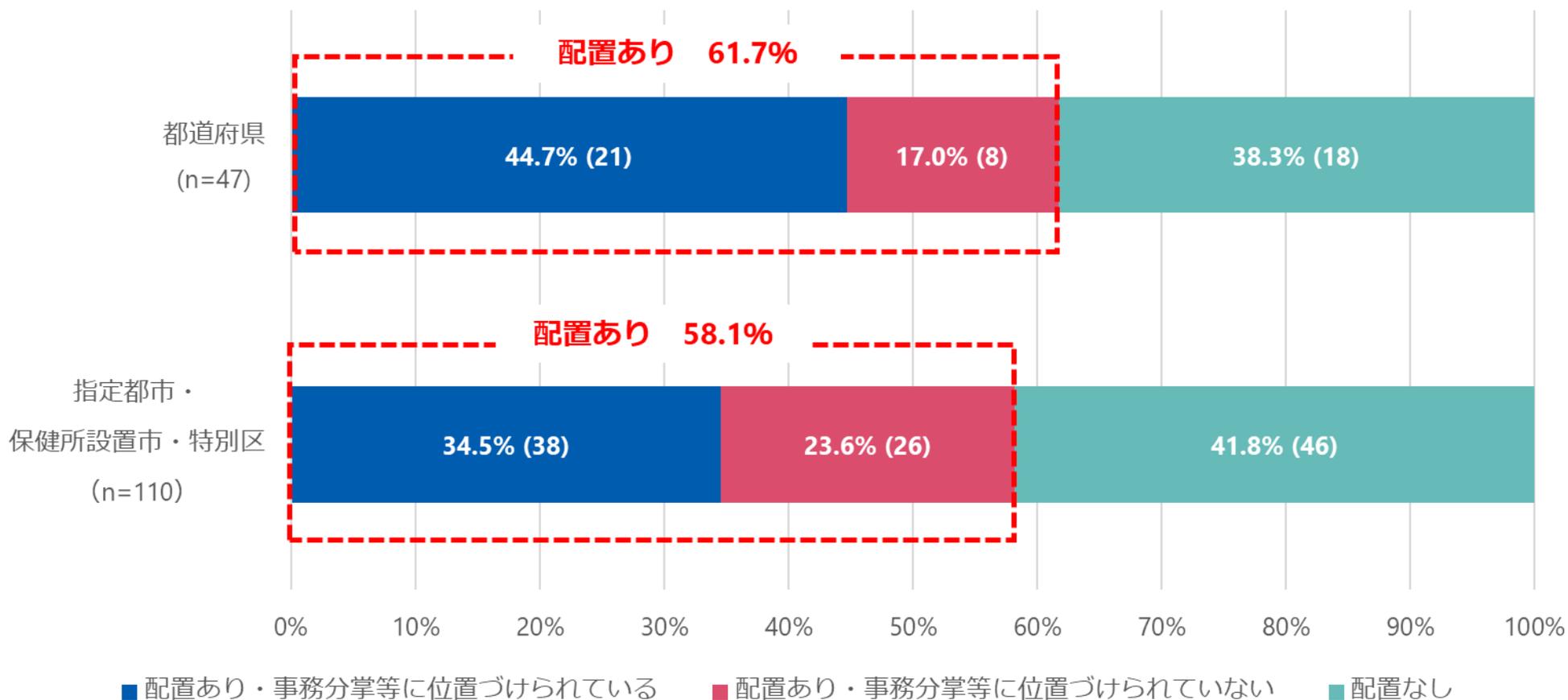
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

統括保健師補佐の配置

統括保健師の補佐的な役割を担う保健師の配置は、都道府県で61.7%、指定都市・保健所設置市・特別区で58.1%である。

統括保健師の補佐的な役割を担う保健師を配置し、事務分掌等に位置づけているのは、都道府県で43.5%、指定都市・保健所設置市・特別区で34.5%である。

統括保健師の補佐的な役割を担う保健師の配置



都道府県による市町村支援について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県が市町村に対して行っている支援について（管轄している全市町村に対して）

都道府県から見た市町村に対して行っている支援としては、「市町村における人材育成」(95.7%)が最も高く、次いで「市町村における災害時の保健活動」(93.6%)、「市町村における各種計画の策定」(72.3%)となっている。

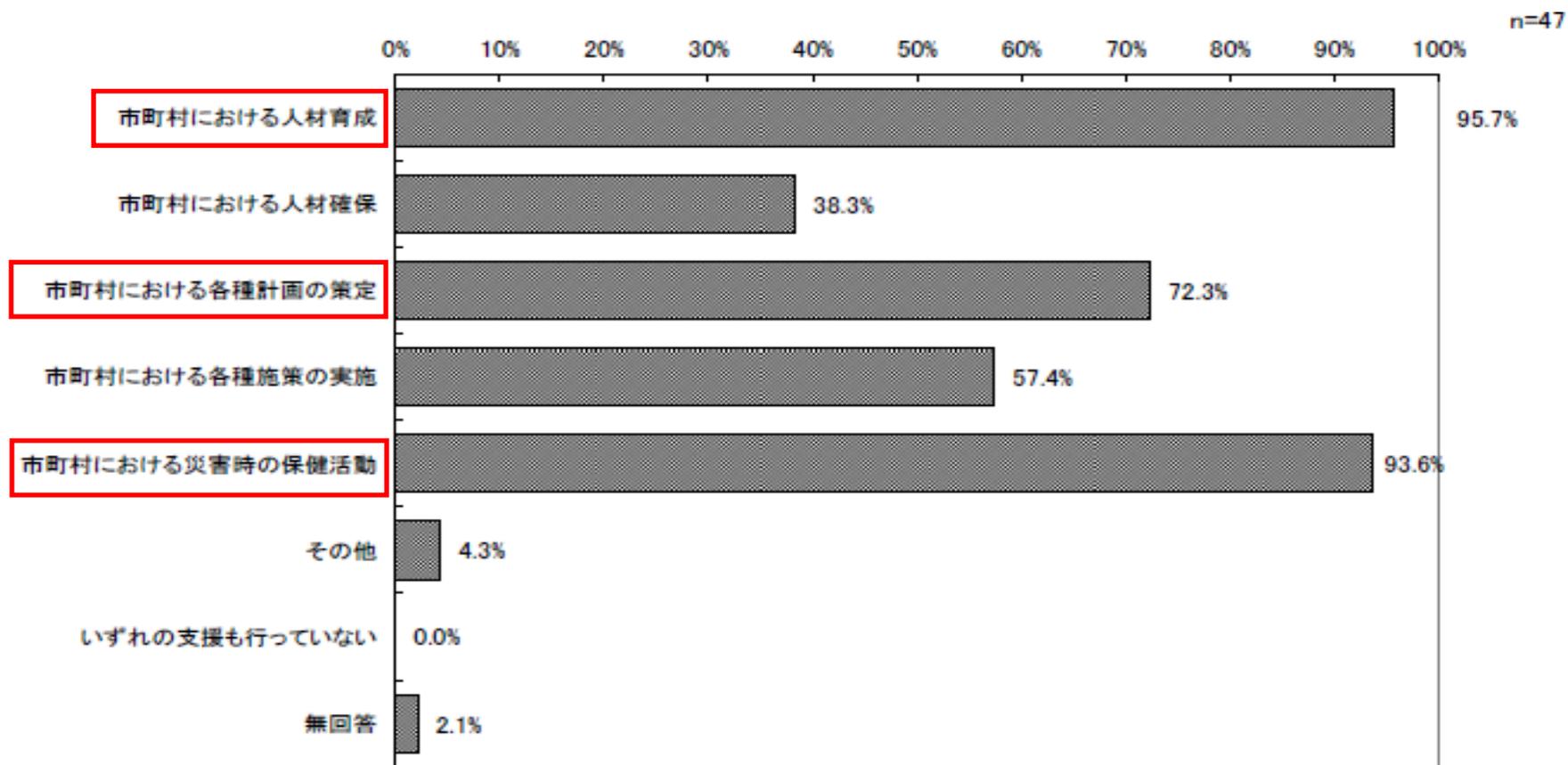


図 2-154 市町村に対して行っている支援_都道府県